

社会资本整備審議会建築分科会第27回官公庁施設部会

及び第11回事業評価小委員会

令和2年9月2日

**【司会】** それでは、お待たせいたしました。定刻よりも少し早いお時間でございますけれども、おそらくござりますので、社会资本整備審議会建築分科会第27回官公庁施設部会及び第11回事業評価小委員会を開会いたします。

本日は委員の皆様方におかれましては、暑い中、また御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。今回は、部会及び小委員会の効率的な運営の面から合同開催とさせていただきます。

官公庁施設部会及び事業評価小委員会の定足数は、それぞれ3分の1以上となっていますところ、定足数を満たし、部会及び小委員会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

また、本日はペーパーレス会議システムを活用させていただいております。資料につきましては、お手元のタブレットで御覧いただきますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまから議事に入りますので、報道関係の皆様の撮影はここまでとさせていただきます。

それでは、以後の議事進行は、部会長にお願いしたいと思います。部会長、よろしくお願ひいたします。

**【部会長】** それでは、早速議事に入りたいと思います。よろしくお願ひいたします。

資料3にありますとおり、国土交通大臣から社会资本整備審議会に諮問があり、建築分科会の官公庁施設部会に付託されたものでございます。これにつきましては、本部会及び小委員会にて調査審議の上、意見を決定したいと思います。

それでは、第1の議題ですが、官庁営繕事業の新規事業採択時評価についてでございます。

この議題について御説明をお願いします。

**【国土交通省】** 私のほうから資料4を用いて説明させていただきます。

資料4についてですが、こちらは事業評価の結果について公表する資料で、土木と同じ様式で整理しております。本日の説明につきましては、資料4ではなく、各案件について

より詳しく記載しております参考1から参考5までを用いて説明させていただきます。

まず、参考1の1ページです。事業評価の位置づけになりますが、行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づき、国土交通省では個別事業ごとに評価を行うこととしております。実施要領細目において、官庁営繕事業については官庁営繕費による新営事業を対象とすることとしております。

次に2ページです。事業評価につきましては、ここにありますとおり新規事業採択時評価、再評価、完了後の事後評価という3種類がございますが、本日、この小委員会で御審議いただくのは一番上の新規事業採択時評価になります。事業費を予算化しようとする事業について評価を実施しており、今回2件が対象となります。

続いて3ページです。官庁営繕の事業評価では、①事業計画の必要性、②事業計画の合理性、③事業計画の効果の3つの視点で評価をしており、それぞれについて採択の要件である100点または100点以上を満足することが必要になります。

視点の1つ目、①事業計画の必要性の評価についてです。現在入居している建物に問題が多いほど評点が高くなるという評価手法を採用しております、老朽、狭いの度合いなど、全部で9項目について評価します。

視点の2つ目、②事業計画の合理性の評価につきましては、採択しようとする建て替え案と同等の性能が得られる代替案との費用をライフサイクルコストで比較します。その結果、採択しようとする案のほうが安い、経済的である、または合理的である場合に合理性があるとして100点を付与することとしております。なお、代替案がない場合も100点を付与することとしております。

続いて視点の3つ目、③事業計画の効果についてですが、この評価はB1の基本機能とB2の付加機能に分かれています。B1は、敷地や建物の位置、規模、構造の観点から、業務を行うために必要な基本機能が満たされるかどうかについて採点し、100点以上であることを確認します。B2は、評点には関係ありませんが、自然エネルギーの利用やユニバーサルデザインなど、国の施策に基づく付加機能について評価を行っております。このB2に関しては、昨年度の本委員会における環境保全性の評価に定量的な評価指標を入れるべき等の御意見を受けまして、令和2年2月25日に官庁営繕部評価手法研究委員会を開催し、評価方法の改定を行いました。

B2の改定の概要について、次の4ページに示しております。改定前は官庁施設の性能水準に比して、それを上回る取組の数に応じて、A、B、C3段階の定性評価を行ってお

りましたが、改定後は、一般の建築物の性能水準に比して、施策に基づく付加される機能を評価することとし、確保する性能の水準を確認した上、計画内容から効果の発揮が期待できることを確認することとしております。

5ページに、事業の特性に応じて定まる「確保する性能の水準」と付加機能の例を示しております。

6ページに改定前の評価方法、7ページに改定後の評価方法による作成例を示しております。改定後の環境保全性の評価につきましては、建築物省エネ法の一次エネルギー消費量に関する指標でありますB E I の値や、建築環境総合性能評価システム(C A S B E E)によるB E E 値を用いて定量的に評価することとしております。主な計画内容及び期待できる効果の欄に、B E E 値1.5以上、B E I 0.9以下を例として記述しておりますが、官庁施設の環境保全性基準等に基づき、事案ごとに適切な計画内容を定めることとしております。

続きまして、参考2についてですが、こちらは、今参考1で説明させていただきました事業評価の概要に関する詳細なルールについての通達等となります。本日説明は割愛させていただきます。

以上、事業評価制度の概要説明とさせていただきます。

**【部会長】** ありがとうございました。それでは、ただいまの説明に関しまして御意見、御質問等ございましたら、举手をしていただければと思います。 それでは、個々の事業につきまして説明をお願いします。

まず最初に、札幌第4地方合同庁舎の新規事業採択時評価につきまして御説明をお願いします。

**【国土交通省】** まず、ご審議いただく2件が選定された経緯でございますけれども、官庁営繕部は多数の庁舎整備を担当しておりますが、老朽、防災といった緊急性の高い課題に、改修では対応できない庁舎がございます。 こうしたものにつきまして、敷地の確保、事業実施の準備、関係機関との調整等が整ったものが、御審議いただく今回の2件となってございます。

それでは、札幌第4地方合同庁舎につきまして御説明いたします。

まず事業の概要、計画概要でございますけれども、現札幌開発建設部敷地内の建設予定期に、北海道運輸局、北海道農政事務所の2施設を集約し、これによりまして、必要な耐震性能でありますとか、分散の解消といったことが図られる計画になってございます。

続きまして、新庁舎の概要でございます。ＳＲＣの11階建て、延べ面積約1万5,000平米の庁舎を建設する計画でございます。総事業費、事業期間については資料のとおりでございます。

続きまして、既存庁舎の概要でございます。北海道農政事務所につきましては2施設になってございますけれども、民間ビルに入居している北海道農政事務所の本所、それから国有の施設であります白石庁舎、札幌第2地方合同庁舎に入居いたします北海道運輸局、この3施設を集約するというものでございます。

続きまして、入居官署の概要でございます。北海道農政事務所につきましては農林水産省の関係機関でございまして、食料・農業・農村等の業務を所掌する、北海道全域の管轄する機関でございます。北海道運輸局につきましては国土交通省の関係機関でございまして、交通や観光の業務を所掌する機関で、管轄区域は北海道全域となっています。

続きまして、事業計画の必要性の評点について御説明いたします。評点の算出につきましては、老朽や法令等の9つの項目が評価対象となっておりまして、これに基づいて評価したものでございます。

まず北海道農政事務所、2施設ございますけれども、防災機能に係る施設の不備、これは耐震性能の不足でありますとか設備の不足ということで、100点という評価になっております。そのほか、狭い、借用返還、分散、地域連携といった要素で加点をいたしまして、合計124点という評価になっております。

続きまして、北海道運輸局についてでございます。北海道運輸局も同様に、防災機能に係る施設の不備ということで、耐震性能が不足しておりますので100点、そのほか狭い、地域連携といった要素で加点しております、計114点になっております。

各官署の評点を加重平均し、農政事務所、北海道運輸局、それぞれ計画面積はほとんど1対1の割合で、加重平均118点、合同庁舎計画に基づく加算点が10点ということで、128点という必要性の評価になっております。

続きまして、防災機能に係る施設の不備についてでございます。北海道農政事務所につきまして、まず民間ビルに入居しております本所につきましては、自家発電設備など災害応急対策活動に必要となる電力が確保されていないといった状況が生じております。

それから、北海道農政事務所白石庁舎は、耐震性能評価値1.5に対して現在1.28しかないということで、要求される機能が確保できないおそれがあると評価してございます。

運輸局についてでございますが、運輸局も同様に、耐震性能評価値1.5に対しまして1.

28で、要求される機能が確保できないおそれがあるという評価をしてございます。

続きまして、狭いの状況でございます。農政事務所、運輸局ともに事務室が狭いの状況でありますとか、あるいは保管スペースなどが不足している状況となっています。

続きまして、借用返還についてでございます。北海道農政事務所につきましては、現在民間ビル及び駐車場を賃借している状況でございまして、年間約9,000万円程度の賃料を支払っているということで、中長期的に非常に負担になってくるものでございます。

分散状況でございますけれども、北海道農政事務所、相互距離7キロと書いてございますが、分散が生じておりますと、当然業務上やり取りする関係もあり、支障になっている状況でございます。

続きまして、地域連携についてでございます。地元北海道並びに札幌市から、新庁舎の整備促進と地域の防災拠点としての整備要望を頂戴いたしております。こうしたものを踏まえまして、災害時の一時避難場所の機能を確保する計画になっています。

続きまして、事業計画の合理性の評価でございます。まず事業案につきましては、それぞれ初期費用、維持修繕費用等必要となる費用を加味いたしまして、約92億円という形で総費用を算出しております。

代替案につきましては、北海道運輸局につきましては、既存庁舎の耐震改修を行いまして、必要な面積を増築するという案でございます。

北海道農政事務所につきましては、管轄内にI類の賃借施設が存在しないことから、賃借によることはそもそも困難でありますので、現計画と同等の建て替えという案で代替案を作成してございます。

代替案の総費用につきましては、約97億円ということで、事業案のほうが経済的であるという評価をいたしております、100点となっております。

続きまして、事業計画の効果についてでございます。位置、規模、構造をする計画等であり、特に問題ないということになっており、それぞれの係数を掛けまして、121点という形で評価してございます。

続きまして、施策に基づく付加機能ということで、地域性として一時避難場所としての確保でありますとか、環境保全基準に基づいた環境保全性、それから内装の木質化などの木材利用の促進、ユニバーサルデザイン、防災性等が、全ての事業効果を発揮できる計画になってございます。

これら事業計画の効果の具体的なイメージを資料に記載しております。

以上、それぞれの評価結果について、必要性は128点、合理性は100点、事業計画の効果は121点ということで、それぞれ100点以上を確保しており、評価（案）としては新規事業化が妥当であると記載してございます。

説明は以上でございます。

【部会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関して、御質問、御意見等ございましたらどうぞ。

【委員】 今回の評価結果について異議はありませんが、2点ほど質問とコメントです。

今、説明いただいた札幌の案件では、跡地が2か所供出されるという認識でいいでしょうか。白石庁舎と第2地方合同庁舎。築39年、築52年と比較的老朽化した建築ということですが、今現在の評価方法では、新築する建築の評価のみで、抜けた後はどうなるか、という情報はないようです。今後、その後の跡地活用等も含めた事業計画全体で、地域への影響やプロジェクト全体の評価を検討してはどうか、という点が1つです。

もう1点は、評価方法で、「地域連携」という用語がありますが、過去に何件か関わらせていただいた中では、「防災避難所としての地域貢献」以外あまり見た記憶がないため、それであれば、「地域防災貢献」というダイレクトな用語の方が伝わりやすいと思いました。ただ、防災性や耐震性という用語は別に使用しているので、用語の使い方について、改めて見直してもよい感じがしました。

以上2点です。

【部会長】 事務局、何かありますか。御意見を伺うということでいいですか。もし事務局のほうで何かコメントがあればどうぞ。

【国土交通省】 跡地についてでございますけれども、基本的に民間ビルは当然賃借を解消することなんですが、白石庁舎につきましては、財務局で、処分あるいは有効活用を検討されることになろうかと思います。

それから北海道運輸局につきましては、札幌第2地方合同庁舎ということで、入居官署の一部になってございまして、既存官署が狭あいであるというような状況も伺っておりますので、有効活用を含め御検討されることになろうかと思います。

それから地域連携については、災害時の一時避難場所ということで今回は記載しておりますが、別事例ですと、防災倉庫を設置や地域の観光との連携などもございます。したがって、地域連携として様々な要素が評価できるのではないかと思っています。

あとは昨年の名古屋第4地方合同庁舎の新規採択時評価では、地元の都市計画公園内の

金シャチ横丁との連携を評価しておりました。

【委員】 分かりました。

【部会長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【部会長】 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【委員】 今の御質問の続きになりますけど、じゃ、当面はこの第2地方合同庁舎についてはそのまま存続で、ただ5年もたっているので、どこかの段階でこれは建て替えになると思うんですけど、当面計画はないと思ってよろしいのですか。

【国土交通省】 当面はございません。

【部会長】 よろしいですか。

【委員】 分かりました。

【部会長】 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。どうぞ。

【委員】 関連したコメントですが、他の先生からご指摘のように、地域性にも「防災」の概念が含まれ、安全性、防災性という観点にも「防災」が含まれるというキーワードの重なりは否めませんね。昨年こちらをを変更したときにもうちょっと議論すべきだったかもしれません。何か整理が必要かと思います。もし用語の整理だけで済むんであれば、少し修正してもいいのかなというふうに思いました。

あと、先ほどから話題の跡地利用に関してですが、我々としては気になるところですけど、事業主体がそれぞれ違っていたりして、その事業主体ごとのファシリティーの活用を評価するとなると、多分それぞれ次元が違うということになりますよね。なので、ここではなかなか話題にはしにくいのだと思いますけど、やっぱりこの評価をする立場としては気にはなるので、何か御報告の中に少しそういったことも説明していただけすると安心かなという気がしました。コメントでした。

【部会長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは続きまして、国立京都国際会館の展示施設（Ⅱ期）の新規事業の採択時評価につきまして御説明をお願いします。

【国土交通省】 それでは、国立京都国際会館について御説明いたします。

事業概要、計画概要でございますけれども、閣議決定等に基づきまして、我が国初の国立の国際会議場として整備されまして、重要な国際会議の場として活用されてきた施設でございます。

その後もいろいろな建物が、その都度のニーズに応じまして建設されてきたわけでございますけれども、展示スペース等が不十分な状況が見受けられ、仮設テントでその場をしのいでいるような状況になっていたために、平成25年に展示施設のⅠ期の整備に着手いたしまして、そのおかげもあって順調に会議の稼働率も伸びているということでございます。

しかしながら、近年の国際会議は、その後も会議と一体で展示会が行われたりするなど、大型化、多機能化が進んでございます。そのためにスペースの不足というのが生じておりますて、十分な機能を果たせない状況がまた顕在化しているということでございます。

また、本館を含めまして計画的な大規模改修の時期に来てございますけれども、当然その改修を行う際に使えなくなるという部分もございますので、代替施設が必要な状況でございます。

また、コロナ禍ではございますけれども、2030年までに訪日外国人旅行者数を6,000万人にするという政府目標については引き続き堅持されておりますので、そうした目標に向けての取組と、あとは文化庁の京都移転が2022年、それから大阪万博につきましても2025年を予定されており、さらに関西に注目が集まる 것을契機に、国際会議のさらなる増加が見込まれるということで、今回の拡張整備を計画しているものでございます。

国際会館の概要でございますけれども、この空撮した写真でございますが、宝ヶ池のほとりに、本館、イベントホール、アネックスホール、展示施設、また近隣に地下鉄の駅もございまして、アクセスも非常にいい場所にございます。

既存建物でございますけれども、今御説明しました本館、こちらについては昭和41年に開館したものでございまして、大会議場を有するようなものでございます。また、イベントホール等につきましては昭和60年に開館しております、展示ホール3,000平米を有しております。アネックスホールにつきましては平成10年に開館しております、1,500平米の会議室を主要室として有してございます。先ほど御説明いたしましたⅠ期の展示施設でございますけれども、これは平成30年に開館いたしまして、展示ホール2,000平米を有してございます。

重要な国際会議が開催されていると申し上げましたが、例えば、1997年の地球温暖化防止京都国際会議（COP3）で京都議定書が採択されたでありますとか、2003年の世界水フォーラム、それから2010年のAPECの財務大臣会合など、また2019

年には世界博物館大会——日本で初めて開催された大会でございます——が開催されているような状況であり、非常に重要な大規模な会議が継続的に開催されているという状況でございます。

続きまして、計画建物の概要でございます。構造・規模につきましては、SRC造の地上2階建て、延べ床面積4,900平米ということで、展示ホール2,000平米を有する施設として計画してございます。工事費については約52億円、事業期間につきましては令和3年から令和7年度を予定しております。

続きまして、計画建物の配置でございますけれども、現在駐車場の部分でございますけれども、こちらに今回展示施設をするという計画でございます。

続きまして、事業計画の必要性の評点の算出についてでございます。評点算出については先ほど同様に算出してございまして、本施設につきましては、下側に書いてございますとおり、そもそも施設の不備ということで100点としてございます。これは展示スペースが不足しているということで施設の不備でございます。それに加えまして、先ほどと同様に地域連携という要素で加点しております、104点という評価をしてございます。

具体的に施設の不備の状況でございますけれども、仮設テントの状況でございます。こうした仮設テントが本体の会議等に伴いまして、設置されているような状況になってございます。地域連携につきましては先ほどと同様に、一時避難場所ということで機能を確保することになってございます。

続きまして、合理性の評価でございます。合理性の評価につきましては、本施設はほかの案では事業案と同等の性能を確保できないという評価をしてございます。具体的には、賃借施設につきましては、既存施設との連携が当然必要になってございますので、敷地外の施設では同等の性能を確保できることと、仮設施設につきましても国際会議をやはり開催いたしますので、こうした施設の水準が必要であるということで、同等の性能を確保できないという評価で、100点にしてございます。

続きまして、事業計画の効果についてでございます。こちらも特に位置、規模、構造、国有地として保有しておりますので特に問題ないということ等も踏まえまして、係数に100点を掛けまして、133点という評価をしてございます。

続きまして、事業計画の効果（施策に基づく付加機能）でございますけれども、これも先ほど同様に、地域性ですとか環境保全性の基準に基づく取組、それから木材利用、ユニバーサルデザイン、防災性等、事業の効果の発揮が期待できる計画となってございます。

具体的なイメージについては資料に記載のとおりです。

以上を踏まえまして、それぞれの評点をまとめたものでございます。事業計画の必要性につきましては104点、合理性につきましては100点、効果につきまして133点ということで、新規事業化は妥当であるという評価（案）にしてございます。

説明については以上でございます。

【部会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関して、御意見、御質問等ございましたら。どうぞ。

【委員】 御説明どうもありがとうございました。今回のⅡ期の事業についてというよりも、Ⅰ期の事業についてなんですかね、そんなに古い計画ではないですね。25年にかけて30年に開館。地図を見ると、今回すぐ隣ですね。Ⅰ期のときにここまで広げるという議論がなかったのか、あったのか、その辺りを教えていただければと思います。

【国土交通省】 Ⅰ期事業につきましても、Ⅰ期事業のときは御説明いたしましたが、展示スペースが不足しているということで仮設テントを設けていると。その仮設テントの容量面積分を地元と調整いたしまして整備したのが実態でございまして、当然その段階では、施設の計画としては妥当であるということで計画したわけでございますけれども、それ以降、いろいろな会議の多機能化を御説明いたしましたけど、あるいは同種の会議であっても必要な面積等、ニーズが変わってきている状況もありましたので、今回Ⅱ期ということで、さらに整備を検討させていただいたものでございます。

【委員】 予想以上に広い展示施設が必要になることが分かつてきただということですね。

【国土交通省】 そうですね。会議の多機能化と大規模化が顕在化してきたということでございますので、それに基づく計画をさせていただいているということでございます。

【委員】 ありがとうございます。今回の2つの事業について、反対とかそういうことではないのですけれど、評価の指標とか評価基準の話として見ると、事業と事業のつながりというのが、多分今の評価の中には入ってきていないので、その辺りも一つ考え方ころなのかなという気がするのが1点と、あともう一つは、冒頭に御説明のあった効果の基準のほうは、随分リニューアルされてきている印象があるのですけれど、私がいつも気になるのは真ん中の合理性の評価なんです。そこが結構見えていない部分が多い気がして、先ほど重なりの話もありましたけれど、評価基準がどんどん新しくなってきている部分と、今までの評価基準との重なりがないかとか調整とか、そういう見返す部分が多分必要になってくるのかなという印象を持ちました。

以上です。ありがとうございました。

【部会長】 大変貴重な御意見ありがとうございます。

ほか。どうぞ。

【委員】 まず2つの件も含めて、国交省の政策評価基本計画にのっとって厳格に行われているので、私は非常にこれには敬意を表したいと思います。一般的に厳格に行うと、一方で柔軟性がなかなか難しくなるので、今回も新規事業を採択したときに評価して、これはまた事後評価をするわけですね。事後評価でも合っていないと一般的には怒られるんですけども、例えば今回の京都のものは、97年にCOP3、京都議定書が開かれたようなところですね。

今回CASEとかBEIを入れていただいたのは非常にいいんですけども、それが適合からぎりぎりといいますか、1以下となっているので、1でもよくて、もっと進めてゼロエネルギーみたいなものを立ててもいいとなっているんですけど、最初の新規事業のときに、後で合っていないじゃないか、必要以上にお金をかけているんじゃないかと言われたり、そういうこともあるので、基本設計の段階で性能がよく出るものは、少し柔軟に事後評価を行っても私はいいんじゃないかと思います。

それから展示に関しても、今コロナでこれだけの場所がすぐ、前と同じ評価方法でいいのかとか、大学でももう200人規模の教室は要らないんじゃないかという議論があったり、柔軟性があるというのと、あとは環境性能ですか、あるいはウェブですかインターネットとか、もっと進展すると思いますので、採択時評価から進んでいるところを好意的に事後評価するような、そういう考えを持ってよい事業になっていくといいんじゃないかなと私は思います。

以上です。

【部会長】 これもまた貴重な御意見ありがとうございます。どうぞ。

【委員】 こちらは先ほどの跡地利用と似た話で、しかも1つの敷地に完結した1つの事業体で運営されているものだと思うので、より明確な事例かと思いますが、この事例で維持管理費などを考えると無駄にならないのか、気になりました。先ほど必要性の話ばかりされていましたが、箱物を造り過ぎたという話にならないのか、という観点の議論はどこで評価するんでしょうか。

もともと欲しいというものに対して必要性があるか評価するのは分かるんですけど、一方でそれはちょっと無駄じゃないですかみたいな視点とか、維持管理を総合的に考える

とちょっと足りないんじゃないですかみたいな話は、どこかで評価すべきかと思いました。先ほどのは跡地利用で、トータルでは評価しにくい事例でしたが、これはトータルで評価できそうなので、そういう視点はこのプロセスの中に入るんでしょうか。あるいは入らないんだったら、誰がどこでチェックしているんでしょうかという質問です。

**【国土交通省】** 今のところ施設群全体でのライフサイクルコスト等の比較はしていません。先生の御意見をいただきまして、そういう確認もする必要があるのかと思いますが、今は新規採択時評価ということで、また評価手法のほうを先生とも別途御相談させていただきたいと思います。

**【国土交通省】** 新規採択の評価の際に、面積等が増える場合は、維持管理費も含めた計算を行っていますので、保全で行われる修繕等については反映しています。ただ電気代等のいわゆる生活費に相当するものへの評価は、十分ではないと思っております。

今回の増築では、ニーズに応じた形でⅡ期分が整備されていますので、箱ものをつくり過ぎという懸念については大丈夫と思います。ただ施設群としてのライフサイクルの評価については、長期的な需要を踏まえると御指摘の点については考えるべきところだと思います。

**【委員】** 地方の合同庁舎とかそういうことではなかなか出てこない話だと思いますが、一応国立の国直轄の事業なのであれば、そういう評価も入れてもいいんじゃないかなと思います。いろいろな主体が関わる場合は、なかなかトータルでは評価できないと思うが、これは何か評価してあげられそうなところだと思います。コメントです。

**【国土交通省】** 整備は国が担当するが、運営は財団に任せている特殊な事例ということもありまして、汎用ではなかなか評価し難いかと思っておりますが、御指摘でございますので少し考えていく所だと思っております。

**【部会長】** よろしいですか。ありがとうございます。これもまた大変貴重な御意見です。事務局のほうでは参考意見として、ぜひ御検討の対象にしてください。

ほかにありますか。どうぞ。

**【委員】** すみません、今のお話の続きになるんですけども、要するに稼働率がどうかだと思うんです。つまり造って無駄な箱物というのは、要するに誰も使わないということなので。まさに合同庁舎の場合はその業務自体が無駄じゃない限りは、そこでやらなきゃいけない仕事ということになりますから、稼働率が高いと判断していいんですけど、こういうイベント会場というのは空きの時間が多ければ、年に1回しか大きな会議はやりま

せんじや、ちょっと話にならないので、そこは多分この段階で分かることではないので、事後評価として、どれくらい稼働率があったのかということを調べるのは一案かと思ったんですが。

あとちょっと事業概要のところで御説明があったんですが、今回の事業というのは、いろんなニーズがこれからあって、この後どうなるか分かりませんけど、それでそれを追いかける形でという説明もあったんですが、一方では本館のほうが古くなっているので、何か改修の話もちょっと出ていましたよね。本館の改修のほうも何か事業としてこれから視野に入るのか、その辺りってこれから時間軸的に考えると、この京都国際会議場ってどういうふうになっていくのかなと、これは御質問なんです。

**【国土交通省】** まず1点目の稼働率につきましては、当然現在の事後評価といったところが出てくると思うんですが、冒頭では順調に伸びていると御説明いたしましたが、ニューホールの開業後、平均的にも全体的にも本館を含めまして10%程度稼働率が伸びている状況なので、当然この整備後もそのフォローはしていきたいというふうに考えてございます。

また、当然既存施設につきましても設備関係の老朽化等は進んでおりますので、それは計画的に地元と調整しながら進めていくという計画で、これから詳細は詰めていきたいという形で考えてございます。

**【委員】** じゃ、この段階で、事業概要のところで、「計画的な大規模改修の時期に来ているが」と書いているんですが、実際まだ計画は具体化していないと思ってよろしいですか。

**【国土交通省】** 計画は既に具体化しているものはございます。設備的な対応や天井改修のニーズというのは顕在化している部分もございますので、そこは調整しながら計画的に対処してまいりたいと思ってございます。

**【委員】** ありがとうございました。

**【部会長】** ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

ちょっと私のほうから単純な疑問で申し訳ないんですけど、今回の跡地に建てた後、駐車場ってあるんですよね。駐車場ってどこに行くんですか。

**【国土交通省】** 駐車場部分に今回増築するというプランになってございますが、代替の駐車場については地元のほうで確保することで話し合いも既にできておりますので、敷地内に駐車場を増やす方向で、必要な台数が確保される見込みでございます。

【部会長】 その駐車場って国が借りる駐車場ですか、それとも民間でも好きなようにその辺で借りなさい、国は一切タッチしないと、どっちなんですか。国のほうで積極的に何か定期的に駐車場契約を結ぶとか、そういうことなんですか。

【国土交通省】 現行の建設予定地の駐車場につきましては、運営を委託されている財團が一般利用者向けに有料で貸している駐車場になっておりまして、この施設に附属する必要な駐車スペースというのは、アネックスホールの近くに設けられております。地元の運営する側のニーズもありますので、それにつきましては必要台数を整備していただくという形になります。

【部会長】 国としては別に積極的に何か借り上げるとか。

【国土交通省】 国としてはございません。

【部会長】 ただ周辺としては確認の上、十分対応できそうだと。

【国土交通省】 地元とも調整し、必要な台数は対応できる見込みです。

【部会長】 分かりました。ありがとうございます。

いかがでしょうか。それでは、本件議題について、官公庁施設部会及び事業評価小委員会としての意見を決定させていただきたいと思いますが、いずれの2件についても、新規事業化においては妥当であるという結論でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【部会長】 ありがとうございます。それでは、そのように決定させていただきたいと思います。

建築分科会への報告につきましては、官公庁施設部会長である私において対応することしたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、次の議題に移りたいと思います。最近の官庁営繕行政についてを報告していただきます。簡潔に御説明をお願いします。

【国土交通省】 御議論ありがとうございました。せっかくの機会でございますので、最近の官庁営繕行政について御報告申し上げたいと思います。

まず「官公庁施設整備における発注者のあり方について」の答申を受けた取組状況と記載させていただいております。こちらは皆様に御議論いただきまして、社会资本整備審議会から平成29年1月に国土交通大臣宛に答申をいただいたものでございます。この中で、国土交通省として、当面こういった取組を進めるべしという御指示をいただいております。

今御覧いただいている資料の左側に、(1)、(2)、(3)、(4)と4つ項目がございます

けれども、「発注者の役割の理解の促進」ということで、公共建築工事において発注者の役割が非常に重要だということをしっかりと知らしめていくべきということが1番目の項目です。「技術基準等の整備・活用と人材育成の促進等」ということで、官庁営繕部で策定しております技術基準につきまして、それを周知する、また技術者の育成などにも役立てていくことに取り組むべしというのが2番目の項目、3番目の項目は、「個別の公共建築工事の適切な発注と実施に資するための環境の整備」ということで、基準以外の部分についても当部で蓄積したノウハウを還元していくべしということ、それから4番目の項目は、「発注者間の協力や連携の促進等」ということで、国だけではなくて、地公体の皆様、発注者の皆様と連携を進めるべしという内容でございます。

答申をいただいたから3年経過しておりますけれども、中段でこれまで行ってまいりました主な取組を列挙しております。赤文字に変えておりますのが最近行った取組でございまして、以下で少し御紹介させていただきます。

まず1番目の取組は、働き方改革に配慮した建築設計業務委託のためのガイドラインの作成・公表でございます。公共工事の品質確保の促進に関する法律が令和元年6月に改正されておりまして、大きな改正内容の一つが、調査設計等が法律の対象としてしっかりと位置づけられたということでございます。

法律のタイトルどおり、当初、工事がメインターゲットとなっており、設計は工事に準じる扱いになっておりましたが、それが、工事の品質確保のために設計が大事だということで、今回の改正で位置づけが大きく強まったものでございます。それを受け官庁営繕部としてもガイドラインを作成いたしました。タイトルに「働き方改革に配慮した」と書いておりますとおり、昨今の社会経済情勢も踏まえて、そういった視点も盛り込んだ形でのガイドラインといったしております。

ガイドラインの章構成を左の下の隅に書いておりますけれども、適正な履行期間の設定、手戻り防止のための設計業務プロセス管理、業務環境の改善と生産性向上などといった項目立てをしております。また、右側にグラフが出ておりまして、囲みになっておりますが、標準的な設計業務の履行期間を示すようなこともしているところでございます。

続きまして、災害に強い官公庁施設づくりガイドラインでございます。こちらにつきましては、何か新しい基準をつくったということではございませんで、私どもの基準、例えば設計の基準だったり、予算要求のための基準であったりと、いろんな各フェーズにばらけて災害対応のことが書かれているのですけれども、災害という切り口でパッケージ化し

て世の中に示すというものでございます。御存じのとおり、激甚化、頻発化している災害というのも背景にございまして、防災拠点となる官庁施設も多数ございますので、意義のある取組と考えております。

資料中段の、対応というところの一番下に、令和3年度上半期を目途に中央省庁、都道府県・政令市共通のガイドラインとして策定する予定と書かせていただいております。現在、中央省庁、都道府県・政令市の皆さんと申合せのような形で、共通のものにするために調整を進めているところでございまして、まだ現段階では共通のものとはなっておりません。

ガイドラインの構成についてですが、官公庁施設の位置をどうするか、施設整備上の対策をどうするか、それから運用管理上の対策はどうするか、さらにそれ以外の災害発生時に営繕部局の職員として何かできることは何かと、そういう構成になっております。付録として整備事例であったり、関連の情報だったりを盛り込む形で、ガイドラインとして整理をしたものでございます。

続きまして、新型コロナウイルス感染拡大への対応でございます。こちらは感染拡大防止対策と、工事の執行を円滑化するための対策など、様々な対応が交ざって記載されています。中段の、大きな欄に記載しております入札契約は、コロナ禍にあっても公共工事はしっかりと執行すべしということでしたので、いかに入札契約のルールを柔軟に運用して工事を止めないか、入札契約手続を止めないかということのために実施したものでございます。

例えば、その上の設計積算の欄に記載したものは、現場が新たにコロナウイルスの感染拡大防止のための対策を講じた、その費用は国で持りますよということを受注者等に示したものであります。それから、調達などで支障が生じた、もしくは感染の疑いのある方が出たなどという場合には工事中止をかけますが、それは不可抗力扱いにしますよということを受注者に通知したり、そういう取組を集めて御紹介しています。

次が、営繕工事における働き方改革の取組ということですが、やや重複するところはございますけれども、例えば週休2日の促進であったり、適切な工期設定を行ったり、それから大きな項目として、中段にございますけれども、ＩＣＴの積極的な活用等を進めているところでございます。

ＩＣＴでございますが、生産性向上で資料右下の角に2020年の取組というのがございますけれども、一貫したBIMの活用や、遠隔臨場と呼んでおりますが、離れたところ

から現場の施工の状況を見て、それで監督もしくは工事監理を行うといった取組を進めているところでございます。次のページが今申し上げたことの図解になっております。

次に、霞が関の現状の工事の概要についてでございます。水色で塗っている囲みの中が PFI 事業でございまして、内閣府新庁舎が入札手続中、8号館と7号館につきましては PFI の事業が実施中でございます。資料上側にありますクリーム色の囲みの中が、憲政記念館の代替施設こちら現在工事発注手続き中と、新たな国立公文書館及び憲政記念館が現在設計業務中でございます。

次ページに公文書館のイメージが出てまいりますけれども、「国のかたちや国家の記憶」を伝え将来につなぐ「場」として、国会議事堂の向かい側にこういう施設を現在設計中でございます。

説明は以上でございます。

【部会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告について、御質問、御意見等ございましたら。どうぞ。

【委員】 すみません。じゃ、簡単に2点ほどですけど、先ほどから避難所としての合同庁舎の役割というのが地域連携として挙げられましたけれども、実際最近災害も多いですし、今沖縄にも台風が来ていますし、九州はひどい雨でしたから、実際どうだったんだろうと。

つまり避難所としてどれくらいの役割が果たせたのかということを、1回ちょっとこれは事後検証されてもいいのかなと思うのと、それから、私は規制改革推進会議の仕事をしているので、そこでいつも問題になるのは、こういう営繕に限らない公共入札一般なんですか、ハンコもやめてほしいというのと、できるだけオンラインで契約からいろいろな審査も完結できないか。これは感染拡大防止にも寄与するものなので、その辺り書面による手続というのを少し見直してはいかがですか。これはすみません、今私はそういう仕事しているので、御検討いただければと思います。

【部会長】 ありがとうございます。

【国土交通省】 お答えになりませんが、ハンコの廃止については政府全体として現在検討されていると認識しております。避難所の件については、官庁営繕部は、施設を整備する側で、施設管理を行っておりませんので、どうしても避難所としての活用については施設管理者の側の範囲となります。しかしながら、例えば熊本合同で避難者を受け入れたという事例は、我々としても実績として把握しておりますので、引き続き事例の収集をして

おきたいと思っております。

【部会長】 ありがとうございます。

【委員】 ちょっと2つの物件を通してなんんですけど、参考資料1の5ページ目のところで、省エネ性能についてB E Iが0.9、これは低炭素化誘導基準にのっとってという話になっているんですけど、今、建築物省エネ法の誘導基準はB E I 0.8以下ということを目標にしているわけとして、なぜ低炭素のほうが0.9でよいという緩めになっているのか、ちょっと私はよく理解しておりませんが、一般的に今、建築物の非住宅の誘導基準というのは、やっぱり建築物省エネ法の0.8というのが基本になる。ちょっとすみません、その辺の経緯は私はよく分かっていませんけど、本来0.8であるべきじゃないかと思います。

また、今日ちょっと拝聴していて、札幌の新築とか京都の既築改修とか含めて、非常にこの辺のところの説明が、もうほとんどテンプレート化されているというか、具体的な話がほとんどない状態になっていて、あとは災害対応とかのお話もありましたけど、BCPとかを含めて太陽光発電をもうちょっと具体的に考えるとか、そういうのが全然判断ができないような資料になってきているなという話。そもそも目標が低過ぎるんじゃないかなというのであるので、継続して議論いただきたいと思いました。

【部会長】 貴重な意見ありがとうございます。

それではほかに。どうぞ。

【委員】 2つ目に出てきた災害に強い官公庁施設づくりガイドラインというのが、諸基準のパッケージ化だというのがすごくすばらしいなと思いました。素人から見ると、国交省の業務というのは非常にシステムマティックに体系立って、上から下に広がっていくイメージなんんですけど、基準がすごく多いんです。技術基準とか難しいのもあって、それをこういう災害であったら災害という横断的なテーマでまとめていただいて並べていただくと、いろいろと見えてくるものがあると思いますので、行政基準という観点からすると、とても目を開かされるようなガイドラインだなと思いました。ありがとうございました。

【部会長】 ありがとうございます。

それではよろしいでしょうか。どうぞ。

【委員】 働き方改革の関連でガイドラインが出されているんですけども、例えば週休2日の確保だとか、適正な工期の確保だとか、そういうことをうたう必要は絶対にあると思うんですが、その一方で、例えば会計年度だとかで守らなければいけない締切りな

ど、そちらの仕組みが今現状のままで、それで休み時間をちゃんと取れというのは、実際にはなかなか対応できないと思うんです。

なので、休めるようにするのであれば、無駄な仕事を減らす工夫、そちらが両方伴わないとなかなか実現できないかなと思うんです。なので先ほどハンコの省略だとか、特にもう今年度から、遠隔のための会議のシステムだとかいうものの導入が随分いろんなところで広がっていますので、そういう部分をうまく使いながら、無駄な仕事を減らす、そちらの工夫も一緒にやっていただけるとありがたいと思います。

【部会長】 ありがとうございます。

ただいまの〇〇先生に非常に貴重な御意見をいただいたことに対して、事務局からコメントを。

【国土交通省】 環境保全性基準の目標値についてですが、評価手法改定委員会のときにも相談させていただきましたが、現在、官庁施設の環境保全性基準に基づき、この目標値を定めておりますので、基準の改定等を検討した上で、見直し等を確認していきたいと考えております。

【部会長】 よろしいですか。

それでは、予定しておりました議事を全て終了しましたので、議事の進行を事務局へお返しします。よろしくお願ひします。

【司会】 ありがとうございます。本日は長時間にわたり、御熱心な御議論、誠にありがとうございました。

それでは閉会に当たり、〇〇より一言御挨拶申し上げます。

【国土交通省】 本日は御多忙のところ、社会資本整備審議会建築分科会第27回官庁施設部会及び第11回事業評価小委員会に御出席いただきまして、誠にありがとうございました。また、部会長はじめ委員の皆様におかれましては、本日の議事であります官庁営繕事業の新規事業採択時評価につきまして御審議をいただき、ありがとうございました。新規事業につきましては、本日の御審議の結果を踏まえて進めさせていただきたく存じます。

官庁営繕の最近の取組につきましては、先ほど御説明をさせていただいたとおりでございますが、平成29年にいただきました「官公庁施設整備における発注者のあり方について」と題する答申を踏まえまして、あるいは現下の情勢を踏まえまして、他の発注機関と連携しながら、公共建築の発注者を取り巻く課題に取り組んできております。

具体的には週休2日の確保、働き方改革への対応、あるいはBIMの活用、そして遠隔地からの工事監理といった取組でありますし、また新型コロナウイルスの感染拡大への対応ということでは、今年の取組として、入札契約の柔軟な対応での事業執行の円滑化、そして、現場での感染防止対策に要する費用を適切に計上することなどの対策を実施しております。

今後も発注者としての役割を適切に果たせるよう、取組を進めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様におかれましては、官庁営繕事業の遂行に引き続き御指導、御支援を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。本日は誠にありがとうございました。

**【司会】** 以上をもちまして、第27回官公庁施設部会及び第11回事業評価小委員会を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。

—— 了 ——